

# 深まる環日本海地域の連携

## 文化・経済・観光の交流、広がる可能性

問い合わせ先 市役所第二庁舎経済戦略課 TEL 0857-20-3249  
本庁舎企画調整課 TEL 0857-20-3153



8月22日(日)～29日(日)までの8日間、竹内市長は、ロシア・ウラジオストク市を訪問し、経済や観光に関する交流の推進を図りました。続いて、中国・延吉市で開催された第16回環日本海拠点都市会議へ出席しました。

今後、経済・観光交流など、さまざまな分野で、環日本海地域における連携を積極的に推進し、本市の経済活性化を図ります。

### ウラジオストク市と相互連携の覚書に調印

昨年、境港市と韓国・東海市、ロシア・ウラジオストク市を結ぶ定期貨客船の航路が開設され、環日本海地域との新たな国際交流の可能性が広がっています。

このたび、竹内市長を団長とする、経済界や市議会などの代表団12人がウラジオストク市を訪問しました。

ウラジオストク市は札幌市とほぼ同緯度に位置し、人口は約60万人。金角湾という港を中心に町が広がっています。市内を走る車はほとんどが日本の中古車。なかには、日本語がそのまま書かれているトラックなどが走っています。また、2012年に開催されるアジア太平洋協力経済会議

(APEC)に向けて、道路や橋の整備、ホテルなどの建設が進められています。

市内の中心部には、鳥取県とロシアのさまざまな交流の窓口となっている「鳥取トレードセンター」があります。

8月23日、ウラジオストク市・プシユカリヨフ市長と竹内市長は、友好交流に関する覚書を締結。両市の経済、観光、教育、文化、その他の友好関係を深める取り組みについて、相互に協議・連携し推進することが、両市間で合意されました。

その後、旅行社を訪問し、観光プランや交通手段など



友好交流に関する覚書の締結

について意見交換。また、国立ウラジオストク経済サービス大学で、鳥取市の観光および経済について、プレゼンテーションを行いました。これに先立ち、ウラジオストク市内でホームステイを体験中の鳥取市青年海外研修団と一緒に、しゃんしゃん傘踊りを披露し、本市を印象づけました。

### 11都市が国境を越えた相互連携に同意

環日本海拠点都市会議は、環日本海圏域の都市代表が一堂に会し、経済交流など圏域の一体的な発展方策を検討する場として、平成6年から開催されています。

8月27日、中国・延吉市で開催された第16回会議では、日本、中国、韓国、ロシアから計11都市が参加。都市間交流の促進、物流交通網の拡大、多国間観光の開発に向け協力することを確認しました。また、本市から、会員都市間を周遊するクルーズ船の就航を提案し、前向きに検討することとで同意を得たところです。さらに、来年の会議が本市で

開催されることが決定されました。

翌日には、貿易や旅行業、金融業などを行っている企業を訪問し、「らっきょう」「鳥取カレー」などの商品のトップセールスを行いました。中国では、日本製品は人気が高いとのこと。どの程度受け入れられるかは、今後の交流の推進にかかっています。



第16回環日本海拠点都市会議に参加した各都市の首長

# 「自分らしい生活」をお手伝い

～ せいねんこうけんせいど 成年後見制度って？ ～

問い合わせ先 市役所本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143

**「成年後見制度」とは？**

成年後見制度は、知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理をしたり、日常生活でのさまざまな契約を支援するなど、本人の権利を守る制度です。その役割を担う人を後見人（成年後見人など）



徳本久美子さん

だれもが、安心して生活したいと願っています。しかし、高齢者などをねらった悪質商法による被害や契約トラブルは後を絶ちません。本市においても「一人暮らしの70歳代の女性が、訪問販売業者に床下の湿気がひどいという口実で数十万円の改修契約をさせられた」と、遠方にいる親族から相談があるなど、様々な相談が寄せられています。

そこで、権利擁護に関する相談などの窓口として活動を行っている社会福祉士の徳本久美子さん（権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」）に、その活動を通して「成年後見制度」を紹介していただきます。

といい、親族や第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の中から、家庭裁判所が適任者を選任します。民法改正により2000年4月1日に施行され、既に10年が経過しました。

## 後見人（成年後見人）の役割は？

後見人には「代理権」と「同意権・取消権」が与えられ、本人に代わって法律行為を決定したり、行ったりする役割を担います。

法律行為というと難しくそうですが、具体的には、年金を振り込むために銀行に口座を開いたり、買物をしたり、福祉サービスの利用契約を結んだり、費用の支払いなど、日

常生活の中でもたくさんの方が法律行為にあたります。例えば、認知症の人が悪質なリフォーム契約をして多額の支払いをしてしまったとき、いくら本人が契約したとしても、取消権により契約を取消し、支払ったお金を取り戻すことができます。

後見人は、本人の意思を尊重し、安心して生活ができるように配慮し、単に財産を管理するだけではなく、本人の希望と利益を具体的に実現できるように支援することが求められています。

## 「成年後見制度」の重要性

今や、どこの地域でも核家族化が進み、特に高齢者の「一人暮らし」や「夫婦のみ」の世帯が珍しくありません。傍に後見人がいると安心です。障がいのある人が地域の中で生活していくとき、後見人は力強い味方となります。

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、誰も申立てができない場合に市が申立てを行う制度「法定後見制度の市長申立て」や財産がない人

でも利用できるよう「利用支援事業」があります。加齢や障がいによって判断能力に不安があっても、その人がその人らしく地域の中で安心して生活をしていくために、成年後見制度は、今後、ますます重要な役割を果たしていくと思います。

「その人がその人らしく……人が生きていく上で一番大切なことです。そのためにもこの制度を身近に感じていただき、活用していただければと思います。」

### 法定後見制度の市長申し立て

■対象 身寄りのない、または身寄りがないも音信不通である、または、協力が得られないなどの重度の認知症の人、知的障がい・精神障がいのある人

#### ■問い合わせ先

- 鳥取中央地域包括支援センター ☎ 0857-20-3455
- 鳥取湖山地域包括支援センター ☎ 0857-32-2727
- 鳥取南地域包括支援センター ☎ 0858-76-2351
- 鳥取西地域包括支援センター ☎ 0857-82-6571
- 市役所本庁舎生活福祉課 ☎ 0857-20-3474
- 各総合支所市民福祉課 ☎ 14 ページ